

平成 24 (2012) 年 2 月 29 日

新 地 町

独立行政法人 都市再生機構

東日本大震災関係

新地町が災害公営住宅の整備を UR 都市機構に協力要請 ～復興まちづくり推進に向け覚書交換（県内初）～

2月29日、福島県新地町は、UR都市機構と復興まちづくりについて相互協力を確認する覚書を交換し、災害公営住宅の整備についての基本協定を締結しました。

これにより、災害公営住宅建設事業が具体的に動き出し、平成25年度には建物が完成します。

東日本大震災において、URが復興まちづくり支援に着手するのは、これが県内初となります。

1. 概 要

新地町で復興まちづくりが始動しました。

2月29日、調印式が開催され、新地町とUR都市機構の間で復興まちづくり推進に向けた覚書と災害公営住宅の整備に係る基本協定が締結されました。

2. 建設予定地区概要

- ・（仮称）愛宕東地区

- ・ 約 30 戸
- ・ 高齢単身からファミリー向けまで幅広い住戸プランの低層集合住宅

- ・ 事業期間 平成 23 年度～平成 25 年度
- ・ 地区面積 約 0.8 h a （位置図 別添 1）

※ UR都市機構が敷地整備、住宅建設、新地町に譲渡を行います。

3. 全体スケジュール

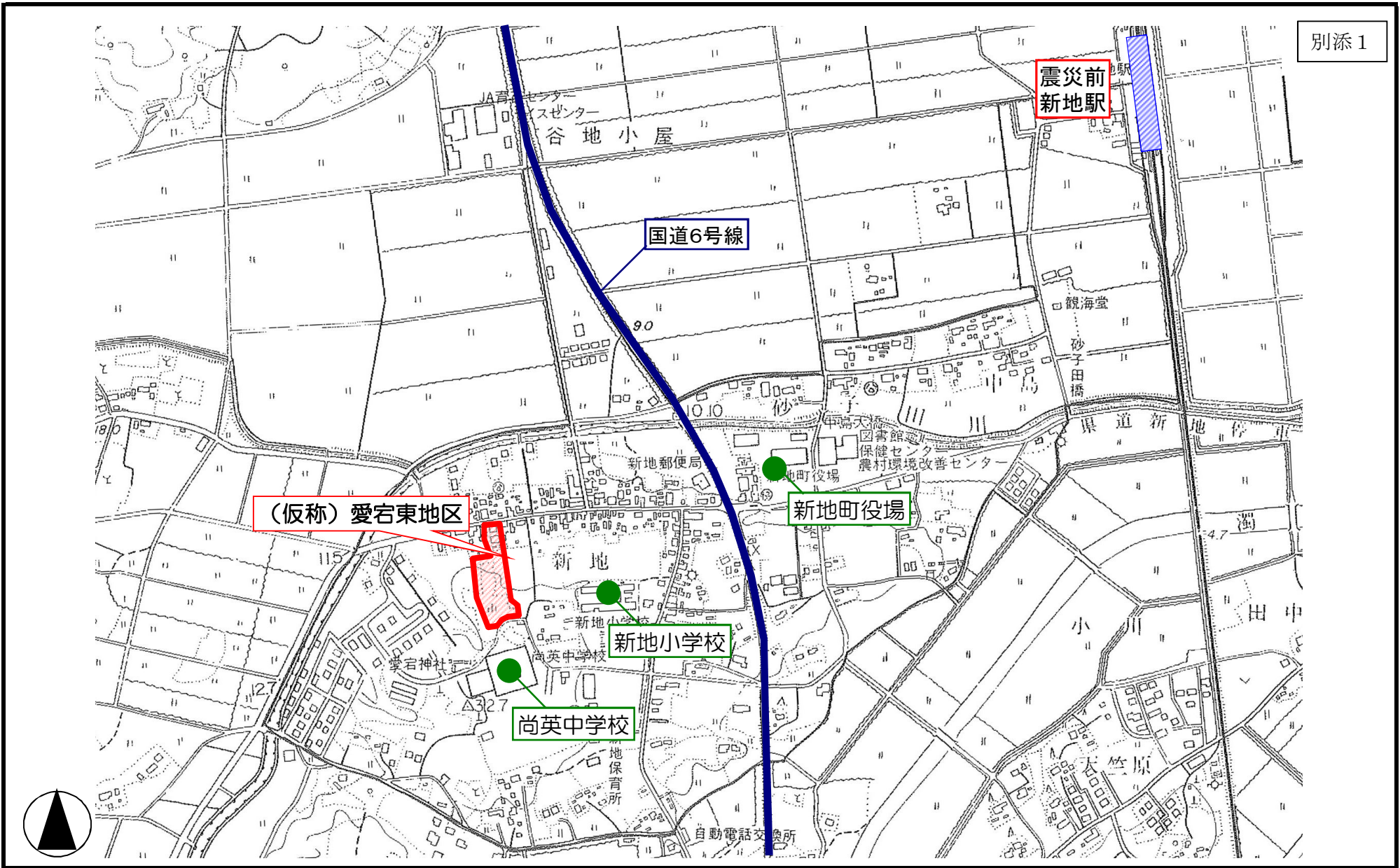
平成 24 年 2 月 29 日	覚書・基本協定締結
同 3 月～	測量、地盤調査着手（新地町）
平成 24 年度～	災害公営住宅建設（UR）
平成 25 年度	譲渡、入居

4. その他

覚書（別添 2）、基本協定（別添 3）、UR 都市機構による震災復興の
住まいづくりー災害公営住宅建設の支援ー（別添 4）、UR 都市機構による
震災復興まちづくりー復興整備事業支援ー（別添 5）

○ お問い合わせは下記へお願いします。

新地町都市計画課長 加藤	電話 0244 (62) 2113
UR 都市機構 宮城・福島震災復興支援事務所	
支援調整第 2 チームリーダー 永井	電話 022 (748) 1086



新地町 (仮称) 愛宕東地区

位置図

福島県新地町と独立行政法人都市再生機構との東日本大震災に係る
復興まちづくりの推進に向けた覚書

新地町（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、相互のパートナーシップを確認し、東日本大震災の被災地域における復興まちづくりを推進するため、次のとおり覚書を交換する。

（相互協力）

第1条 甲及び乙は、新地町における復興まちづくりについて相互に協力し、誠意をもって協議を行い、円滑な推進に努めるものとする。

（役割分担等）

第2条 乙は、甲が実施する次の各号に掲げる事項について、必要に応じ、協力するものとする。

- 一 復興整備事業の計画及び実施
- 二 災害公営住宅の整備
- 三 その他甲乙が必要と認める事項

2 甲及び乙は、復興まちづくりを円滑かつ効果的に進めるため、前項各号に掲げる事項の実施に関し、必要な情報交換を行うものとする。

3 乙が第1項の規定に基づく協力を行うに当たっては、その具体的な内容について甲乙協議し、合意の上、別途協定書を締結するものとする。

（その他）

第3条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書交換の証として本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成24年2月29日

甲 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地
新地町長 加藤 憲郎

乙 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
独立行政法人都市再生機構
理事長 小川 忠男

東日本大震災における災害公営住宅の整備に係る基本協定

新地町（以下「甲」という。）及び独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、東日本大震災の被災者の居住の用に供する甲の災害公営住宅（以下「住宅」という。）の整備について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、東日本大震災の被災地における早期復興を図るため、甲乙相互に協力して住宅を整備するための基本的な事項を定めることを目的とする。

（住宅の建設用地の選定等及び基本計画の策定）

第2条 甲は、住宅の建設用地（以下「土地」という。）の選定を行うとともに、住宅の戸数、附帯施設の内容、事業期間等を定めた基本計画（以下「基本計画」という。）を策定することとし、乙はこれに協力する。

（甲の要請）

第3条 甲は、基本計画が策定された場合には、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第14条第3項の規定に基づき、乙に対し、これを示して、住宅の建設及び譲渡の業務（次条第2項各号に掲げる業務を含めることができる。）の実施を要請する。

（乙の業務）

第4条 前条による甲の要請があった場合は、乙はこれに誠実に対応するとともに、乙の実施する業務について、甲乙間で協議を行う。

2 乙は、住宅の建設及び譲渡を行うとともに、これに附帯する業務として、次の各号の業務を実施するものとし、前項の協議に基づきその内容を決定する。

- 一 附帯施設の建設
- 二 その他住宅の建設及び譲渡に必要な業務

（契約締結）

第5条 前条の規定に基づき乙が業務を実施する場合は、甲の議会承認の上、甲乙間で費用負担及び住宅の買取りについての契約を締結する。

（乙の援助）

第6条 乙は、住宅の整備に関し、情報の提供、技術的助言その他の必要な援助を行うものとする。

(定めのない事項等)

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙間で誠実に協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成24年2月29日

甲 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地
新地町長 加藤 憲郎

乙 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
独立行政法人都市再生機構
理事長 小川 忠男

UR都市機構による震災復興の住まいづくり

——災害公営住宅建設の支援——

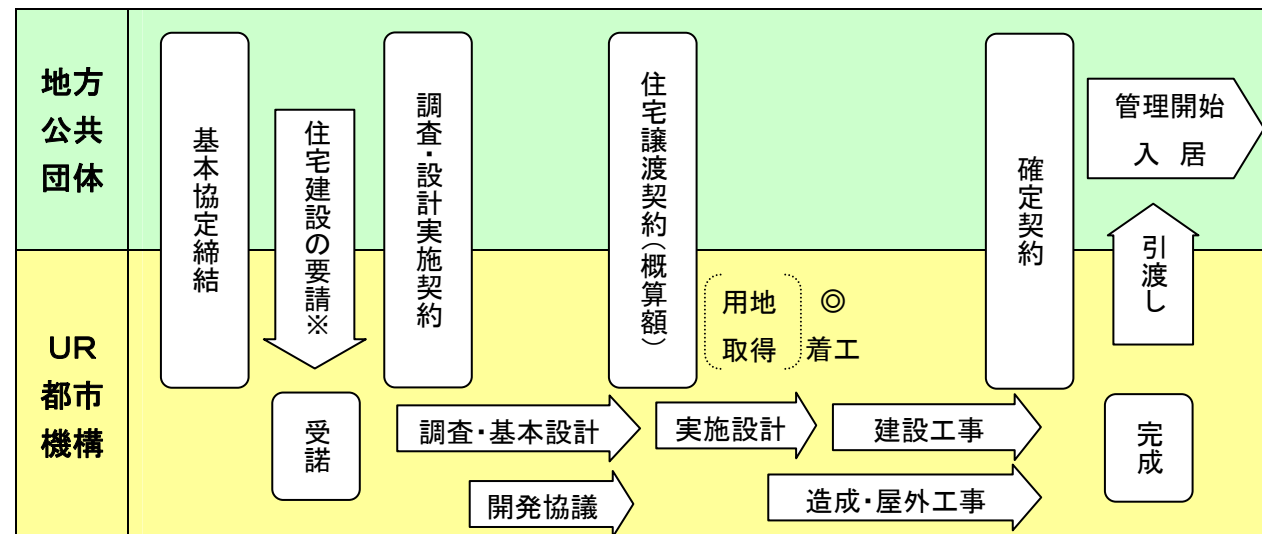
<東日本大震災におけるURの支援状況>

- 被災者の方に一定期間無償でUR賃貸住宅を提供
 - 応急仮設住宅用地の提供(仙台市あすと長町地区、いわきNT地区、盛岡南新都心地区)
 - 応急仮設住宅建設に延べ181人を派遣(岩手県、宮城県、福島県)
 - URの震災復興支援体制(平成24年2月1日現在)
 - 現地体制は73名(宮城・福島震災復興支援事務所39名、岩手震災復興支援事務所34名)
 - うち、復興計画策定等の技術的支援のため、次の17市町村に34名を派遣
- <岩手県>宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、野田村<宮城県>石巻市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、女川町、南三陸町<福島県>新地町

<参考>阪神・淡路大震災におけるURの支援活動

- 延べ7,300人を派遣し、建物応急危険度判定、宅地被害対策調査、応急仮設住宅建設を支援
 - 最大260人体制の震災復興事業本部を設置し、復興まちづくりを支援
- 国・兵庫県・被災市と共同で災害復興住宅設計指針を策定
 ○当初3年間で約18,600戸の災害復興住宅を整備
 ○被災者・地権者等の合意形成を図り、市街地の復興事業を推進
- ・市街地再開発事業5地区 ・土地区画整理事業4地区 ・住宅市街地総合支援事業14地区

◎ UR都市機構の災害公営住宅建設支援フロー



※UR都市機構は、独立行政法人都市再生機構法第14条第3項に基づく地方公共団体からの要請に基づき住宅建設します。

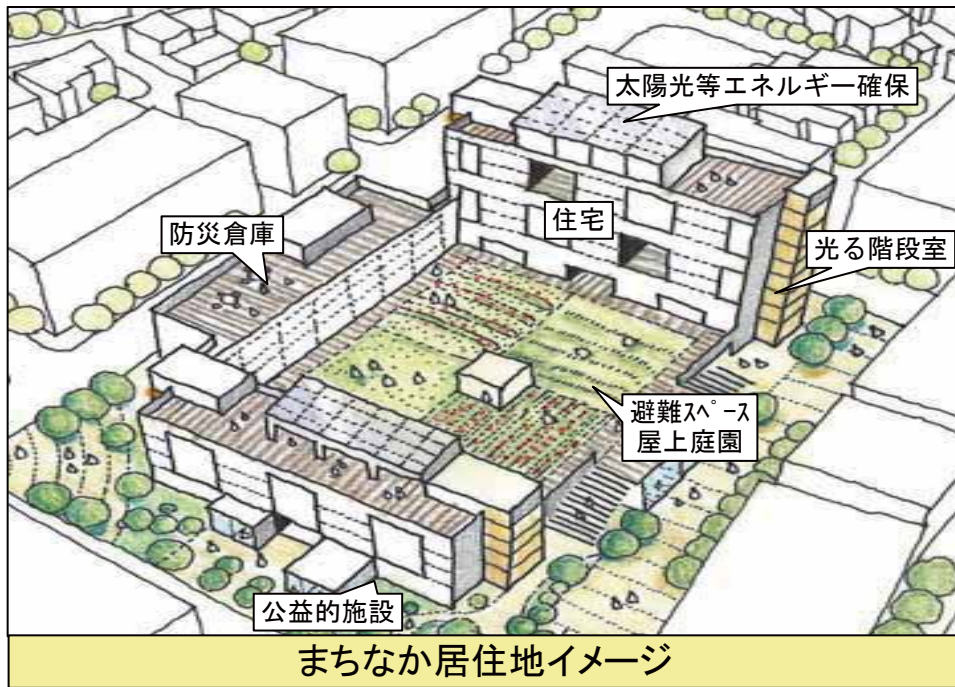
<お問い合わせ先>

- ◎独立行政法人 都市再生機構 (<http://www.ur-net.go.jp/>)
- 震災復興支援室 〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1
 Tel 045-650-0478 Fax 045-650-0366
- 宮城・福島震災復興支援事務所 〒982-0111 宮城県仙台市太白区長町 5-2-38
 Tel 022-748-1086 Fax 022-748-1087
- 岩手震災復興支援事務所 〒020-0871 岩手県盛岡市中ノ橋通 1-4-22 中ノ橋 106ビル7階
 Tel 019-604-3066 Fax 019-604-3028



—— 街に、ルネッサンス ——





まちなか居住地イメージ

UR都市機構の総合力を活かした復興住宅支援

○豊富な実績

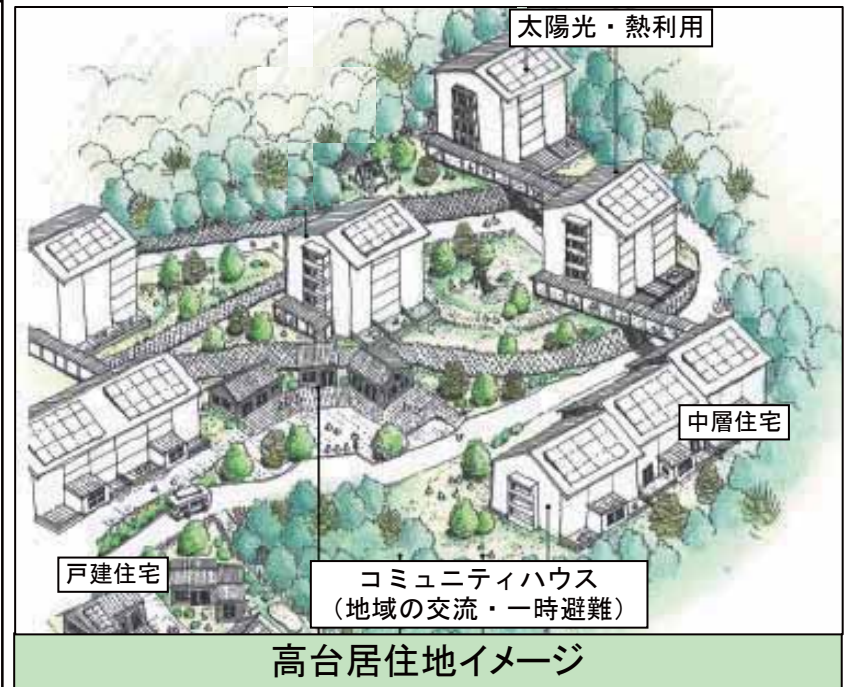
UR都市機構は、国の政策実施機関として半世紀以上にわたり、「人が輝く」まちづくり・住まいづくりをめざし、さまざまな取り組みを実践してきました。全国で約76万戸のUR賃貸住宅を管理するとともに、兵庫県や新潟県で震災復興の住宅建設、再開発・区画整理事業に取り組んできました。

○安心の技術力

計画策定から、用地調査、造成、設計、建設、工事監理まで一貫して、経験豊富な各分野のエキスパートが復興住宅建設を支援します。

○迅速な行動力

東日本大震災の早期復興のため、URのマンパワーが活用できます。平成7年の阪神・淡路大震災では、当初3年間で約18,600戸の災害復興住宅を建設しています。



高台居住地イメージ

UR都市機構が提案する災害復興のすまいづくり 4つのキーワード

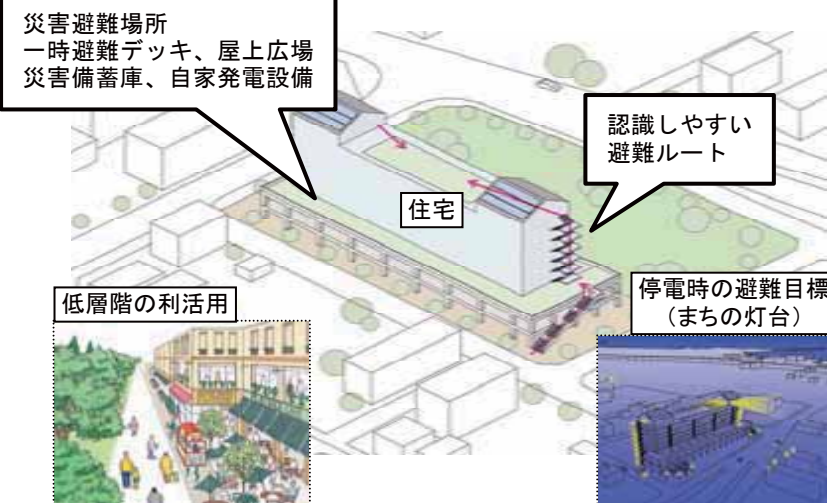
1 地域の防災拠点整備

●津波避難ビルとなる復興住宅

- ・高台避難が困難な市街地では、復興住宅に設置する安全な高さのデッキや屋上広場の避難が有効。津波避難ビルとして活用。
- ・災害備蓄倉庫や自家発電装置設置で、数日間滞在できる避難所として利用。停電時に避難の目印となる「まちの灯台」

●低層階の活用による賑わいの創出

- ・住宅の低層部は、耐震・耐波性能を確保の上、賑わい施設や駐車場として利用



3 環境への配慮

●省エネ徹底住宅

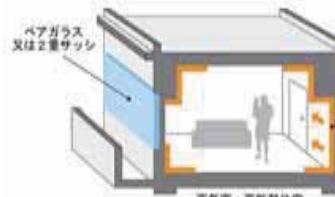
- ・高気密・高断熱住宅 (二重サッシ・ペアガラス・屋上緑化)
- ・省エネ設備の導入 (LED照明・節水・節湯水栓・高効率給湯器)

●再生可能エネルギーの導入

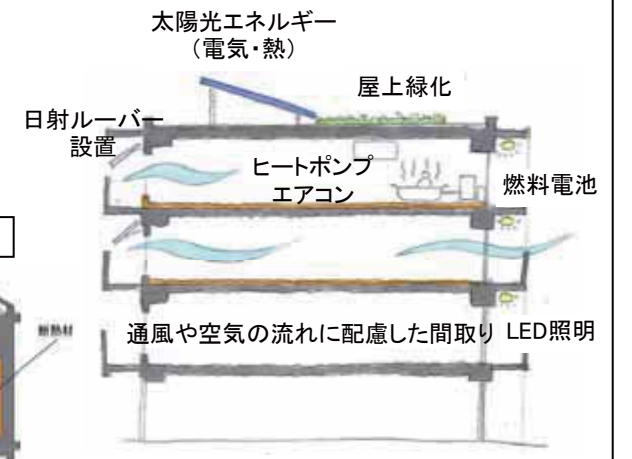
- ・太陽光パネルの設置
- ・風力発電・雨水利用システムの設置
- ・コージェネレーション設備の設置
- ・地域のエネルギー融通計画に協力



手押しポンプ(雨水利用)



高気密・高断熱仕様



再生可能エネルギーシステム

2 高齢者・子育て層の安心居住

●高齢者の安心居住

- ・住み慣れた地域で、できるだけ長く在宅生活を続けられる住空間
- ・交流施設の設置や見守りサービスの提供
- ・徹底したバリアフリー対策

●地域の福祉拠点整備

- ・地域介護・医療・子育て等のサービス拠点の併設
- ・地域の民間事業者、NPO法人との連携



居住者の絆を育むコミュニティ食堂



交流を楽しむコミュニティガーデン



団地内 子育て拠点



バリアフリー

4 地域に根ざした住宅建設

●地域密着の住宅計画

- ・地域の風土、歴史、特色を生かした住宅計画の提案
- ・被災者の意見を反映した住宅計画づくり

●地元産業の活性化

- ・公共団体の要請により、地元事業者や地元木材等の活用

●地域の景観に配慮

- ・地域のまちなみや美しい景観に配慮した計画づくり



ワークショップを通じた地元意見の反映



地元産材の活用



松島の景観(出典:宮城県HP)



地元事業者・地元産材を活用した住宅イメージ (事例写真:岩手県営住宅)

UR都市機構による震災復興まちづくり — 復興整備事業支援 —

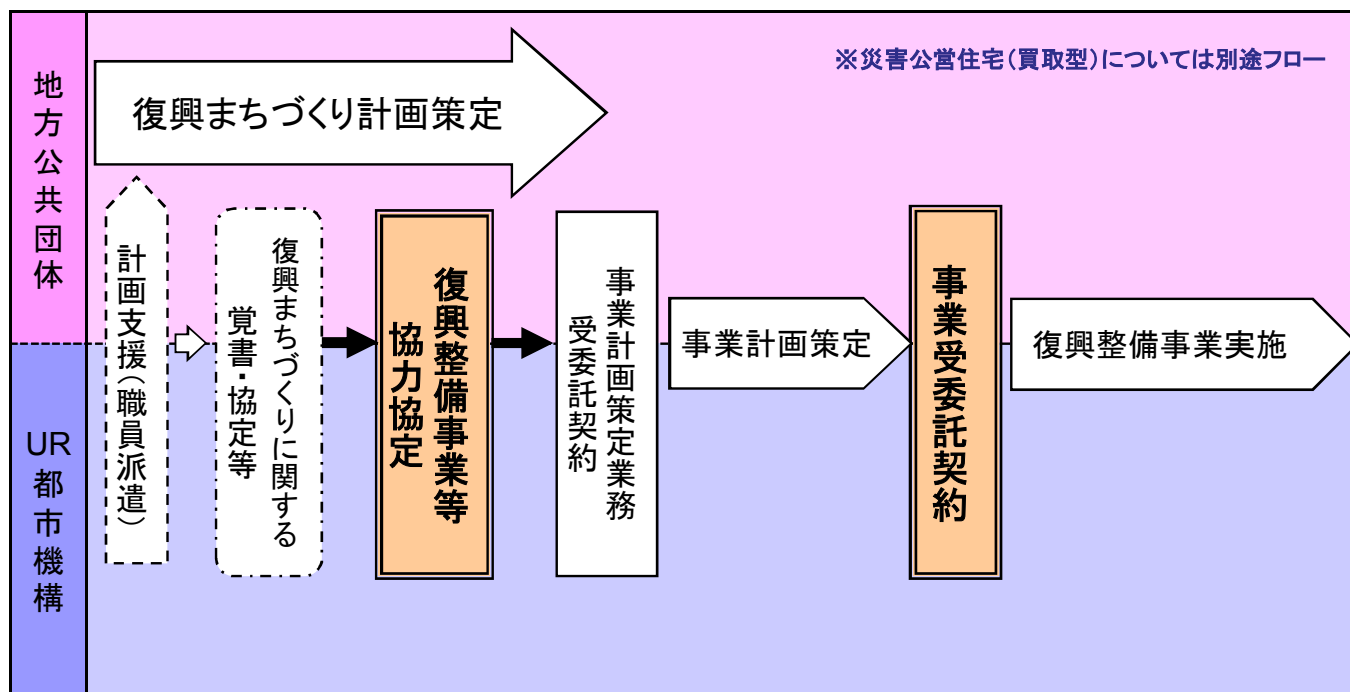
■ 復興特区法におけるUR都市機構の位置づけ

「東日本大震災復興特別区域法」において、UR都市機構は、従来の業務のほか、委託に基づき、**復興整備計画に記載された復興整備事業**を行うことができることとなりました。

- ・土地区画整理事業の受託
- ・防災集団移転促進事業の受託
- ・災害公営住宅整備事業の受託※ 等

※ 災害公営住宅整備事業(買取型)については都市機構法(第11条1項16号)において規定

■ UR都市機構の復興整備事業基本支援フロー



<お問い合わせ先>

◎独立行政法人 都市再生機構
宮城・福島震災復興支援事務所
〒982-0111 宮城県仙台市太白区長町5-2-38
Tel 022-748-1086 Fax 022-748-1087

——— 街に、ルネッサンス ———



UR都市機構